

八王子市入札契約制度検討会開催要綱

(開催)

第1条 本市の入札契約制度について意見聴取等を行うため、八王子市入札契約制度検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(意見を求める事項)

第2条 検討会の参加者は、次に掲げる事項について市に意見を述べ、相互に意見交換等を行う。

- (1) 総合評価方式における評価項目、運用方法等に関すること
- (2) 前号のほか、入札契約制度に関すること

(参加者)

第3条 検討会の参加者は、次に掲げる者とする。

- (1) 改革推進担当部長
- (2) 法務DX担当部長
- (3) 総務管理担当部長
- (4) 建築管理担当部長
- (5) 建設部長
- (6) 学校教育部長
- (7) 学識経験を有する者 3名

(開催期間)

第4条 検討会の開催期間は、令和9年（2027年）3月31日までとする。

(会議)

第5条 検討会は、事務局である総務部契約課が招集する。

2 検討会には、会の進行を行うための座長を置く。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）7月1日から施行する。

この要綱は、令和9年（2027年）3月31日に廃止する。